

フリーローン「マッチング」／「ライフ・サポートローン」

2016年5月2日現在

1. 商品名	フリーローン「マッチング」／「ライフ・サポートローン」
2. お申込みいただける方	<p>当金庫に加盟する会員の間接構成員および当金庫管轄内に居住または勤務されている勤労者の方で、以下の条件をすべて満たされる個人の方</p> <p>※「ライフ・サポートローン」は、会員の間接構成員および「会員のある事業体に勤務されている管理職」の方に限りご利用できます。(会員限定)</p> <p>① 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 ※満18歳以上の未成年者は、親権者の同意書が必要になります。</p> <p>② 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方</p> <p>③ 安定継続した収入があり、前年度税込み年収が150万円以上の方</p> <p>④ 保証機関の保証が受けられる方</p>
3. お使いみち	健康で文化的な生活を営むものであれば自由です。 ただし、負債整理資金は除きます。
4. お申込金額	1,000万円以内（1万円単位） ※所属される会員等により異なる場合がございます。
5. ご契約期間（ご返済期間）	10年以内
6. ご融資金利	<p>下記のいずれかを選択いただきます（契約途中での金利制度の変更はできません）。</p> <p>① 固定金利型（ご融資時の利率を返済終了まで適用します）</p> <p>② 変動金利型（ご融資時の利率を返済終了まで当金庫の基準にしたがい見直します） ※見直し基準日については、4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の返済日の翌日より反映することとします。 ※「ライフ・サポートローン」をご利用される場合は変動金利型のみとなります。</p>
7. 保証料	<p>所定の融資利率に保証料率（年0.70%～1.20%）が加算されます。</p> <p>※保証料は、当金庫の会員（構成員）の方と会員以外のお客様で異なります。</p> <p>※団信付保証制度（保証料率：年0.88%～1.38%）もご利用いただけます（健康状態によってはご利用いただけない場合があります）。</p>
8. ご返済方法	<p>元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。</p> <p>① 元利均等月賦返済は、元利金を一定額にして毎月ご返済いただく方式です。</p> <p>② 元利均等毎月・ボーナス併用償還は、元利金を一定額にして毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済していただく方式です。 ※ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。</p>
9. 担保	不要です。

10. 保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。 <p>ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等は、お客様のご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種証明書(残高・履歴・利息等)の発行や融資条件等変更の場合には、手数料をいただきます。 <p>※手数料については、店頭に掲示しています。</p>
12. 連帯保証人	原則、不要です(連帯保証人の必要な場合があります)。
13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 <p>【窓口：九州労働金庫 コンプライアンス統括部】0120-796-210</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://kyusyu.rokin.or.jp</p>
14. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫コンプライアンス統括部またはろうきん相談所にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> 引下げ金利をご利用いただける場合があります。 資金の用途について、お尋ねすることがあります。また、使途裏付資料(見積書等)の必要な場合があります。

※当金庫および保証機関所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※上記記載の内容は、保証先を日本労働者信用基金協会とした場合です。他の保証先をご利用される場合、商品内容や保証料等が異なります。詳しくは、窓口までお問い合わせください。